

平成 22 年第 1 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 22 年 3 月 30 日（火曜日）

◎出席議員（19 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（2 名）

8 番 雨森 修一 議員

15 番 松村 敬子 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

国民年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上下水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午後 1 時 00 分 開会

○議長（石橋源一）

午前中の説明会に引き続きまして、本会議に御出席をいただきありがとうございます。

ただいまより臨時会を開催させていただきます。

これより平成 22 年第 1 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名をいたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定をいたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

本日、8 番雨森修一議員、15 番松村敬子議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

去る 3 月 26 日、松村敬子議員から議会運営委員会委員を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員会条例第 13 条の規定によりこれを許可いたしました。また、同日付で相澤寛司議員を、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議会運営委員会委員に選任をいたしました。

これをもって報告を終わります。

---

日程第 3 議案第 27 号 多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例について

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 27 号 多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

次に、市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 27 号 多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例についてであります。これは経済危機対策として国から地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されることから、これを積み立てるための基金条例を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、市長公室長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、私の方から多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例について御説明を申し上げます。

議案書 1 の 2 ページをお願いいたします。

議案第 27 号の多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例について御説明をさせていただきます。

まず初めに、この基金は国の経済危機対策における公共事業の追加に伴う地方の財政負担について、その軽減を図るとともに国の施策と歩調を合わせて公共事業等を行うために、国から交付される地域活性化・公共投資臨時交付金に関連するものでございます。

この交付金に係る予算につきましては、後ほど一般会計補正予算において御審議いただきますが、この地域活性化・公共投資臨時交付金を基金として積み立てることにより、平成 22 年度及び平成 23 年度において地方単独建設事業の財源とすることができるとされていることから、この基金を設置するものでございます。

まず、第 1 条（設置）でございますが、この基金の設置の目的は、ただいま御説明申し上げたとおり、国からの公共投資臨時交付金を積み立てて、本市における公共投資の円滑な実施を図るものであります。

第 2 条の（積立て）でございますが、「基金として積立てる額は、予算に定める額の範囲内の額とする」ということではございますが、今回原資として積み立てる額は、後ほど御審議いただく一般会計補正予算（第 8 号）に計上しております 4 億 1,000 万円でございます。

続きまして、第 3 条（管理）でございますが、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とはございますが、基金に属する現金は他の基金と同様金融機関への大口定期預金による保管を考えてございます。

第 4 条（運用益金の処理）、「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする」ということではございますけれども、これは他の基金と同様の扱いでございます。基金の運用から生ずる利子について、予算に計上した上で当該基金に積み立てるということではございます。

次に、第 5 条（処分）、「市長は、地方債をもってその財源とすることが可能な経費の財源に充てる場合に限り基金を処分することができる」ということではございますが、地域活性化・公共投資臨時交付金を基金に積み立てて活用する場合においては、建設地方債の発行対象経費に該当する地方単独事業の財源に充てる場合と限定されておりますことから、この規定を設けるものでございます。

次に、第6条（繰替運用）、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」でございますけれども、これは基金に属する現金を一時的な資金繰りに用いることができるということでございます。

次に、第7条（委任）でございますが、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める」としてございます。

附則として、「この条例のは公布の日から施行する」といった内容の条例でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

一つはですね、説明の中にあつた「金融機関への大口」、その後ですね、「定期預金」と。この定期預金というのは、これは平成22年度、23年度に使うわけですよ、この基金をですね。その辺で定期預金というね、普通一般に考えられるのは期限を切って、半年とか三月とかというふうに定期的に積んでおいて、それから使うというものなので、この定期預金の性質をまずはどういう定期預金にするのかというのをちょっと疑問に思ったものですから、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目、委任。「基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める」という委任条項ですね。これはどういうことが「必要な事項」なんでしょうか。条例には盛り込まない細々としたものがあると思うので、この委任に属するものはどういうものを想定しているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（石橋源一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

まず、定期預金での保管というふうな形でございますが、大口定期預金と申し上げましたのは、市中の金融機関に対する預け入れを予定しておりまして、大口定期は1,000万円以上で、一月から月を区切つての短期の預け入れもできるものですから、そちらの方での保管を予定させていただいておりました。

次に、第7条の委任でございますが、こちらでその必要な事項でございますが、条例の施行規則というものではなくて、この基金の取り崩しの処分の基準について内部の要綱を定めさせていただくというふうなことを予定しております。

○議長（石橋源一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。

いわゆる工事というのはですね、まずプランニングというんですかね、測量をしたり、それから図面をつくって、どのぐらいの費用がかかる、そういう積算をするという作業がありますから、まあ、ちょっと定期預金というものですからね、半年あたりになってしまうのかななんて思ったものですが、この大口定期預金の性質が一月ごとに期限を切つてということなので、まあ、不意の出費というのはまずこの基金の性質からはないんでしょうけれども、それで安心したような次第でございます。

それから、取り崩しに係わる要綱をとということでございますけれども、基本的に条例をおつくりになったのであれば当然その要綱などももうできているものだと思うところがございますので、今般、かねて私お願いしておったんですけれども、新設の条例には委任による必要な事項、この辺も議員に提示していただきたいということもかねて要望しているところがございますので、今回はちょっと間に合わなかったのかなと思うところですが、なるだけそういうところあたりはですね、情報開示の観点からも今後はこの要綱を追加資料としてつけていただきたいと思うところがございますので、これは要望にとどめておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

確認的な質問になるんですが、これは先ほどの説明ですと平成 22 年度、23 年度までに使ってしまうなければならない基金だというふうに理解をしていいのかということです。

それから、単独事業だけがこの基金の対象になるという説明だったんですけれども、それもそういう理解でいいのかということです。

三つ目。原資ですが、補正で後で出てきますが、交付金が 5 億 4,030 万 5,000 円あって、4 億 1,000 万円を積み立てるということになると、1 億 3,030 万 5,000 円は平成 21 年度の補正予算で使ってしまうと。残りの 4 億 1,000 万円を基金積立にするんだという理解でいいのかというこの 3 点、御説明をお願いします。

○議長（石橋源一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（小野史典）

いずれも藤原議員のおっしゃったとおりでございます、一つ目、平成 22 年度、23 年度で使い切りのものでございます。

それから、二つ目。平成 22 年度、23 年度においては地方の建設単独事業だけに活用できるというものでございます。

それから、3 点目の 1 億 3,030 万 5,000 円についても藤原議員のおっしゃったとおり平成 21 年度の財源充当に活用させていただくというものでございます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 28 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 28 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

次に、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 28 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い、本市の心身障害者医療費助成の対象に肝臓の機能障害を有する者を追加するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、議案第 28 号関係の御説明をさせていただきます。

まず初めに、本市の心身障害者医療費助成制度の概要について若干触れさせていただきます。本市におきましては、本条例によりまして特別児童手当 1 級の支給対象児童、療育手帳 A の方、身体障害者手帳 1 級から 3 級までの方で、3 級につきましては心臓、腎臓などの内部機能に障害を有する方を対象としまして医療費の助成を行ってまいりました。

今回の改正は、国において肝炎対策を総合的に推進することを目的として、肝炎対策基本法が制定されたことに伴いまして、先ほど市長の方から御説明がありましたとおり、身体障害者福祉法施行令等の改正が行われまして、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能障害が追加されましたことから、本市の医療費助成制度の対象にそれらを加える改正を行うものでございます。

資料 2 の 1 ページをお願いいたします。

多賀城市心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

ただいま申し上げましたとおり、第 2 条第 1 項第 2 号を一部改正しまして、肝臓の機能障害を追加するものでございます。今回の改正によりまして、身体障害者手帳 3 級以上の肝臓の機能障害を持つ方が新たに助成の対象となるものでございます。

なお、肝臓の機能障害を持つ患者の数でございますが、これは全国で 3 万人から 5 万人と推計されてございます。本市では 1 月号の「広報多賀城」におきましてお知らせをしまして、2 月 1 日から身体障害者手帳の申請の受け付けを開始してございます。現在のところ十数名の方から相談を受けている状況でございます。

それでは、資料 1 の 5 ページをお願いいたします。附則をごらん願います。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するとしているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

長いこと肝炎患者の皆さんには大きな要望であったことが、政権がかわりまして、促進されまして、実現されたということは、大変喜ばしいというふうに思います。

それで、私も何回か具体的に早く示してほしいという声が寄せられていたんですけども、手帳を示して、それでその後どういう経過をたどって治療促進するようなことになるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）



今回御提案させていただいているのは、それらに係る医療費の助成の関係でございます。ですから、具体的な資料云々の関係につきましては、ここで答えできる情報もないものですから、その辺についてはちょっとお答えいたしかねるということでございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

先ほど伺いましたら 12 人ぐらいがもう既に手帳の申請をしているということで、まだいそうですので、ぜひ知らないということのないように周知を徹底して、より健康な人生を全うできるようなそういう応援を進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石橋源一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

このたびの条例は、肝炎対策基本法に基づいて肝臓疾患の内部障害者 3 級の方も対象にするということですね。

それで、確認したいんですけども、これは県から半分助成金が来ますね。ということで、この医療費に関しても半分助成金が来るのかということが一つと、それから「療育手帳の B の交付を受けている者を含む」となっているんですが、療育手帳 A の方だけだったと思うんですけども、B の方も含むというような認識はちょっと私はわからなかったんですが、B の方はどういう方なのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

前段の御質問につきましては、御質問のあったとおりでございます。県の方から 2 分の 1 の助成が得られるというふうな形になっております。

それから、B の関係につきましては、新旧対照表の方でござらんいただきたいんですけども、いわゆる知的障害者福祉法に定めます「第 16 条第 1 項第 3 号に定める職親に委託されている者で」というふうな条件がつくこととなります。この方々については、ここの中の対象に含まれるということになる、そういうことでございます。

○議長（石橋源一）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 6 議案第 30 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 5、議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 7、議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略をし、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）は、歳入歳出にそれぞれ 4 億 9,430 万 6,000 円を追加し、総額 205 億 2,099 万 4,000 円とするものであります。これは、経済対策として国から交付される地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した公共投資に要する経費及び地方税等の減収に伴う一般財源の補てん措置として減収補てん債の発行に係る追加補正等を、また、チリ中部沿岸地震に伴う津波被害による養殖施設等処理費用の一部を助成するための追加補正を行うのが主なものであります。さらに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業費等において繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第 30 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 7,426 万 3,000 円を追加し、総額 190 億 9,426 万 3,000 円とするものであります。これは、地域活性化・公共投資臨時基金を活用した普通建設事業の追加補正等及び女性特有のがん検診に要する経費の追加補正のほか、減収補てん債の発行及び普通建設事業の追加に伴う借入金償還費利子の増額補正を行うのが主なものであります。さらに、チリ

中部沿岸地震の津波被害に伴う水産業災害対策資金の融資に対する利子補給に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてありますが、これは市民活動サポートセンター等駐車場整備における上下水道部庁舎前駐車場整備に係る水道事業会計負担金の増額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

本案 3 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 3 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により全議員 21 人を指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1 時 27 分 休憩

---

午後 4 時 44 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、早目でございますけれども、再開をいたします。

ここで補正予算特別委員長の報告を求めます。補正予算特別委員長 17 番尾口好昭議員。

（補正予算特別委員長 尾口好昭議員登壇）

○補正予算特別委員長（尾口好昭）

補正予算特別委員会の審査報告をいたします。

議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）、議案第 30 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、本委員会に付託された上記議案は、本日、3 月 30 日に委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

賛成討論です。

○議長（石橋源一）

これより討論に入ります。

藤原議員から賛成の討論だというアピールがありましたことから、賛成の討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

特別委員会でも述べましたけれども、全体としては評価をしたいと思います。これは、平成 22 年度予算の討論の際にも、今後の財政運営のあり方の問題として国の制度を大いに使うということと同時に、こういう国の予算は長続きしないので自己財源はきちんと持っておく必要があるという指摘をしましたが、今回の補正を見ますと、文字どおり国の資金を使ってですね、平成 22 年度末の財政調整基金は一たんはゼロに近いような状況になるというところを 10 億円に近いところまで戻すということでありますので、全体の財政運営の問題としては評価したいと思いますし、住民の願いにこたえた補正予算だったというふうに思います。

ただ、文化センター北側の駐車場整備について、やはり私は疑問が残ります。実際上の問題としてですね、32 台すべてを水道が使用するというのは、これまでの経過から見てもこれはあり得ないと。だからこそ親交会に駐車場も貸して駐車場収入も得ていたわけなので、実際上私はあり得ないと思います。それで、根本的には、そこまで言うのかということを言われますけれども、根本的にはやはり余分な分まで水道に買わせたとというのが根底にあるわけであります。

しかし、今回の整備費の計上については、整備費のみについて計上しておりますので、整備すること自体はよいことなので、これについては反対をせず賛成をいたします。

ただですね、今後の問題としては、先ほども言いましたように、32 台すべてを水道だけが使うというのはこれはあり得ない話なので、私は今後の使用実態に合わせて一般会計と水

道会計の間でふさわしい負担をするということを求めて、全体としては評価をしながら、駐車場の使用に関する一般会計と水道の間での負担の問題については注文しつつ討論いたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 29 号から議案第 31 号までの 3 件を一括採決いたします。

本案 3 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 3 件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（石橋源一）

以上で、今期臨時会の会議に付議された案件はすべて議了をいたしました。

これにて平成 22 年第 1 回多賀城市議会臨時会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 49 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 3 月 30 日

議長 石橋 源一

署名議員 深谷 晃祐

同 伏谷 修一